

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年9月18日付けで不在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成26年7月29日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「次に記載する警察庁からの通知に対して、埼玉県警察本部又は浦和警察署及び越谷警察署が行った関係書類を埼玉県情報公開条例に基づき開示を求める。

なお、その開示を求める期間は、通知された日時から現在の間とする（見直し等が行われていたら、当初のものから現在に至る全て）。

- 1 平成16年1月15日付け警察庁丙規発第1号『きめ細かな駐車規制の実施について』（以下『別紙文書1』という。）に基づき、浦和警察署及び越谷警察署が行った『第1 基本的な考え方』、『第2 駐車規制の見直しに伴う実態把握』、『第3 駐車規制の見直しの実施』、『第4 駐車規制の見直しに当たっての留意事項』、『その他の推進事項』、『第6 集中的実施期間及び報告』が詳細に分かる関係書類全て。
- 2 平成17年5月30日付け警察庁丁交指発第88号『取締り活動ガイドラインの策定及び公表について』（以下『別紙文書2』という。）に基づき、浦和警察署及び越谷警察署が行った『活動ガイドライン等』の内容、公表方法等を含む関係資料全て。

3 平成18年3月8日付け警察庁丁交指発第26号、規発第21号『自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締り等について』（以下『別紙文書3』という。）に基づき、浦和警察署と越谷警察署が行った次の書類。

① 『2 取締りガイドラインとの関係』に規定される『自動二輪・原付重点地域』の指定の有無及び、その手続き関係等の書類全て。

② 『3 事前広報等』で規定される住民等に周知された看板、警告ビラ及び、これらを設置・配布箇所を証明する書類と、これらを発注・購入した関係書類全て。

③ 『自動二輪車等の駐車環境の整備』で規定された、関係機関への駐車施設の整備拡充を働きかけた事が分かる文書等、及び自動二輪車等に係る駐車需要に配慮した事が分かるもの全て。

4 平成18年11月29日付け警察庁丁規発第76号『駐車場法の一部改正に伴う交通警察の対応について』（以下『別紙文書4』という。）の『2 法及び令の改正に伴う市町村及び交通警察における対応』の『（2）交通警察における対応』の『ア』から『オ』までに規定される、市町村に対して働きかけや意見、協力等を、浦和警察署及び越谷警察署が行った対応が分かるもの全て。」

(2) これに対し実施機関は、本件開示請求のうち1、3②、3③及び4に係る文書は、作成されていない又は保存年限を経過したことにより廃棄済みであり現在保有していないとして、平成26年9月18日付けで、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年10月7日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 当審査会は、本件審査請求について、平成26年11月5日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。

- (5) 当審査会は、平成26年12月10日に審査請求人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成26年12月19日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成27年1月27日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

不開示決定書に記載される「当該公文書は、作成されていない又は保存年限を経過したことにより廃棄済みであり、現在保有していないため。」との記載は、文書規程等の規定や他の資料から虚偽の公文書と判断され、これら関係者の責任追及を行うため、本件審査請求を行う。

(2) 審査請求の理由

今回の不開示決定書の「開示しない理由」欄に記載される「当該公文書は、作成されていない又は保存年限を経過したことにより廃棄済みであり、現在保有していないため。」と記載して、どの文書が「作成されていないのか。」又は「保存年限を経過した。」文書なのかを誤魔化す不開示決定書と理解されるので、これらを区分けした責任ある不開示決定書としていただきたい。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分について

本件開示請求のうち、1、3②、3③及び4に該当する文書については、浦和警察署及び越谷警察署において保有しておらず、主管課である交通指導課及び交通規制課においても保有していなかったため、原処分を行ったものである。

(2) 対象文書の検索について

本件開示請求は、本件開示請求に記載された警察庁の通達に基づいて浦和警察署及び越谷警察署が行った対応等に係る文書を請求する趣旨と解されるため、浦和警

察署及び越谷警察署のファイル基準表について、当該警察庁の通達の名称から検索を行ったが、該当する個別フォルダ一名を確認できなかった。また、現存する文書の現物確認においても、本件開示請求の2及び3①に該当する文書の他には、本件開示請求に該当する文書を発見できなかったものである。

当該警察庁の通達に基づき作成された文書については、主管課である交通指導課及び交通規制課において警察署より報告等を受けている可能性があるため、交通指導課及び交通規制課のファイル基準表についても当該警察庁の通達の名称から検索を行った。

その結果、本件開示請求の1については、当時の主管課である駐車対策課調査運用係（平成20年4月の組織改編により交通規制課規制運用係へ業務移管）の平成16年（度）ファイル基準表に「きめ細かな駐車規制の実施」という個別フォルダ一名を確認できた。当該フォルダには別紙文書1に基づいて作成された文書等が保存されていた可能性が高いものと認められるが、平成18年4月28日に廃棄されていることが判明し、また、平成16年発生 of 保存箱の現物確認においても当該フォルダは発見できなかったものである。

本件開示請求の3については、交通指導課駐車企画係の平成18年（度）ファイル基準表に「自動二輪車に係る放置駐車違反の取締り等について」という個別フォルダ一名を確認できたため、当該個別フォルダの現物確認を行ったが、本件開示請求の対象となる文書は存在していなかった。

本件開示請求の4については、該当する個別フォルダ一名をファイル基準表上確認できなかったものである。

(3) 原処分の「開示しない理由」について

原処分の「開示しない公文書の名称」に記載した文書については、いずれも開示請求時点において保有していないものであるが、その理由については、保存年限を経過したことにより廃棄された可能性があるものの、もともと作成されていない可能性も否定できないことから、原処分の「開示しない理由」のとおり記載したもの

である。

実施機関は、上記に記載した判断を経て、原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件対象文書は、本件開示請求の1、3②、3③及び4に該当する文書である。

実施機関は、本件開示請求の1は別紙文書1に基づいて浦和警察署及び越谷警察署が行った対応等に係る文書を、本件開示請求の3は別紙文書3に基づいて浦和警察署及び越谷警察署が行った対応等に係る文書を、そして本件開示請求の4は別紙文書4に基づいて浦和警察署及び越谷警察署が行った対応等に係る文書を請求する趣旨と解されるが、本件対象文書は作成されていない又は保存年限を経過したことにより廃棄済みであり現在保有していないとして不開示決定を行った。

そこで、当審査会は、本件処分の妥当性について検討を行う。

(2) 埼玉県警察における文書管理について

条例第30条は、公文書の管理が行政内部の事務の遂行に資するだけでなく、公文書の開示を実質的に担保するものであることから、公文書が適切に分類、作成、保存及び廃棄されるよう、公文書の管理の基本原則については、各実施機関の規則等で定めることとしている。埼玉県警察においては、埼玉県警察文書管理規程（平成14年7月10日付け警察本部訓令第25号。以下「文書管理規程」という。）に基づき文書管理が行われている。

文書管理規程第36条第1項では「所属で保有する文書等は、事務の性質、内容等に応じて系統的に分類するものとする。」として文書等の分類を規定し、同条第2項では「文書等は、暦年ごとに整理しなければならない。ただし、会計年度ごとに整理することが適当なものは、会計年度ごとに行うものとする。」として文書等の整理を規定している。そして、同条第4項では「前3項に規定する文書等の分類

及び整理に基づき、ファイル基準表（別記様式第12号）を作成するものとする。」として分類及び整理した文書等をファイル基準表で管理することを規定している。そして、ファイル基準表には、第1ガイド（大分類）、第2ガイド（中分類）、個別フォルダー（小分類）、保存期間等の欄があり、文書等は個別フォルダーに収納されるが、個別フォルダーに収納される文書等の件名の記載欄はなく、個別フォルダーがファイル基準表上の文書管理の最小単位となっている。

なお、文書管理規程に基づいて作成又は取得した文書等は、総合文書管理システムにおいて電磁的に管理されている。総合文書管理システムは、埼玉県警察情報管理システムによる文書管理業務実施要領（平成14年7月10日付け文第266号）において実施に関し必要な事項が定められており、ファイル基準表の検索や出力が可能となっている。

(3) 本件対象文書の調査について

諮問庁の説明によると、本件対象文書を調査した経緯は次のとおりである。

本件開示請求は、別紙文書1から別紙文書4までに基づいて浦和警察署及び越谷警察署が行った対応等に係る文書を請求する趣旨と解されるため、浦和警察署及び越谷警察署のファイル基準表について、別紙文書1から別紙文書4までの名称から検索を行ったが、該当する個別フォルダー名を確認できなかった。また、現存する文書の現物確認においても、本件開示請求の2及び3①に該当する文書の他には、本件開示請求に該当する文書を発見できなかった。なお、本件開示請求の2及び3①に該当する文書については、開示決定及び部分開示決定を行っている。

主管課である交通指導課及び交通規制課において警察署から報告を受けている可能性があるため、交通指導課及び交通規制課のファイル基準表についても別紙文書1から別紙文書4までの名称から検索を行った。

その結果、別紙文書1については、当時の主管課である駐車対策課調査運用係の平成16年（度）ファイル基準表に「きめ細かな駐車規制の実施」という個別フォルダー名を確認できたが、平成18年4月28日に廃棄済みであった。

別紙文書3については、交通指導課駐車企画係の平成18年(度)ファイル基準表に「自動二輪車に係る放置駐車違反の取締り等について」という個別フォルダー名を確認できたため当該個別フォルダーの現物確認を行ったが、本件対象文書は保存されていなかった。

別紙文書4については、該当する個別フォルダー名を確認できなかった。

(4) 本件処分の妥当性について

実施機関は、上記(3)のとおり本件対象文書の調査を行ったがその存在を確認できなかったと説明しており、その説明を覆すに足る事情は認められない。

そうであるとする、分類及び整理した文書等はファイル基準表で管理することが規定されており個別フォルダーがファイル基準表上の文書管理の最小単位となっていることから、ファイル基準表において本件対象文書が保存されていたと思料される個別フォルダーの記載がない以上、ファイル基準表からは本件対象文書の存否を確認することはできない。

また、現存する文書の現物確認においても本件対象文書が保管されていなかった以上、当審査会としても、本件対象文書の存在を確認することはできない。

よって、本件対象文書が作成されていなかったのか保存年限を経過したことにより廃棄済みであるのか不明であるが、不存在という事実には変わりはないことから、実施機関が行った不開示決定は結論において妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、嶋崎健太郎、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年11月5日	諮問を受ける（諮問第267号）
平成26年11月5日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年11月21日	審議（第二部会第101回審査会）
平成26年12月10日	審査請求人から意見書を受理
平成26年12月19日	諮問庁から意見聴取及び審議（第二部会第102回審査会）
平成27年1月27日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議（第二部会第103回審査会）
平成27年2月19日	審議（第二部会第104回審査会）
平成27年3月13日	審議（第二部会第105回審査会）
平成27年4月17日	審議（第二部会第106回審査会）
平成27年7月17日	審議（第二部会第109回審査会）
平成27年9月4日	審議（第二部会第110回審査会）
平成27年10月23日	審議（第二部会第111回審査会）
平成27年11月12日	答申